

知っておきたい 「生活と保険」



災害への備え 火災保険と地震保険

日本は災害が多い国です。記憶に新しいところでも2011年3月の東日本大震災、2016年4月の熊本地震と大きな地震がありました。台風や豪雨の被害は毎年のように発生しています。これらの災害でマイホームに大きな被害を受け避難所で不自由な生活されている方々のニュースを見聞する度に心が痛みます。

支援金や義援金はあるものの…

災害の備えについて「保険」という視点で考えてみたいと思います。

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して「被災者生活再建支援制度」があります。都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度で、基礎支援金が最高100万円、加算支援金が最高200万円の合計300万円です。

また、住宅全壊を対象とした義援金があります。東日本大震災災害義援金の場合で約110万円だったとのこと。被害を受けた方々にとっては何よりの支援に違いありませんが、住宅の再建には多くのお金がかかります。

たとえば、東日本大震災で全壊被害に遭った住宅の新築費用は、平均して約2,500万円*であったというデータがあ

火災保険とは

補償される内容	火災、破裂・爆発、落雷、風災・雪災・雪災、水災、その他盗難事故など建物だけでなく家財も補償の対象となります
補償額	多くは、新価（再調達価額）を基準に保険金額を設定できます。つまり、新価基準に設定しておけば万が一の時には同等の家屋を新築、または新たに家財を購入することができるのです。この設定がお勧めです
保険料	保険会社によって異なる

CFP 本間 慶喜

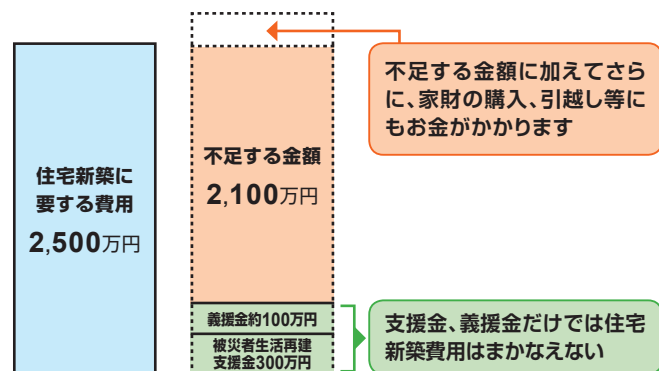
本間慶喜税理士事務所所長・税理士。
東京、ロンドン、シンガポール市場で
通貨オプションの取引に従事後、税
理士、宅地建物取引士、CFP認定者（上級ファイナンシャル・ブ
ランナー）等の資格を取得して独立。中央大学特別講師。



CFPとは？

上級ファイナンシャルプランナー。世界24カ国・地域（2017年2月現在）で導入されている、ファイナンシャルプランナー（FP）の頂点とも言える資格。原則として一国一組織により資格認定が行われており、日本では日本FP協会が認定している。

ります。さらに家財の購入、引越し、登記費用などが加わります。それに対して公的支援として受給できるのは支援金と義援金を併せて約400万円です。



地震保険とは

補償される内容	地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する地震災害専用の保険です
補償額	火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内となり、上限は建物が5,000万円、家財が1,000万円
保険料	保険料はどの損害保険会社でも同じ

*出典「内閣府 防災情報のページ」

備えておきたい火災保険と地震保険

や自治体などの公的な機関からの援助や支援だけでは、マイホームの再建費用をまかなうことはできず、支援だけでは限度があるのです。そんな「もしもの時」のために備えておきたいのが火災保険、地震保険です。

これらの損害保険の制度を確認すると共に、現在加入している保険の内容を再チェックしてみましょう。また、未加入の方は加入を検討する機会にしてください。

「火災保険」と聞くと火災に備える保険と思われるかもしれませんが、もちろん火災による損害を補償する保険ですが、契約内容によっては、その補償は台風、竜巻、暴風などの風災や豪雪、雪崩などの雪災などまでカバーしており、火災だけではありません。

一方で注意していただきたいのは、**①地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害については火災保険では補償されない**ということです。地震による損害の備えには地震保険の加入が必要となります。

経済的・精神的な負担を軽減

制についても簡単に説明します。地震保険に係る保険料を支払った場合は、その年間の支払保険料が所得控除（所得税：最高5万円、住民税：最高2万5千円）の対象となりますので、所得税、住民税の軽減になります。

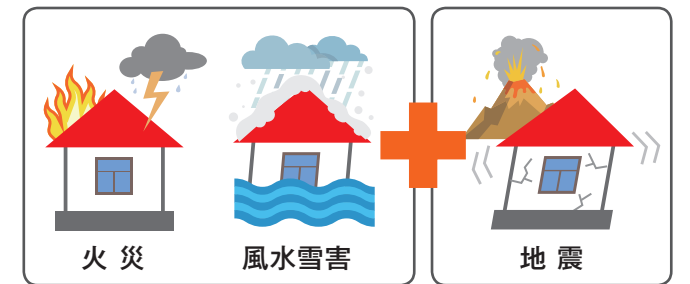
また、災害により資産に損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます（雑損控除）。また、災害によって住宅や家財に損害を受けたときは、災害減免

地震保険の対象は居住用の建物と家財です。また、地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となりますので、火災保険への加入が前提となります。

Point ②地震保険の保険料は、保険対象である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により算出されます。

よって、保険料はどの保険会社でも同じとなります。これは政府が「再保険」という形でバックアップをしているからです。

■ 民間保険会社の地震保険は火災保険にプラスで別契約



法により所得税が軽減免除される制度があります。雑損控除と所得税の減額免除はどちらか一方のみの適用で、有利な方を選択することができます。

災害は精神的にも経済的にも大きな負担を負うことになり、生活も一変してしまいます。損害保険は経済的負担の軽減に役立ちます。

災害保険「ゆうホーム」のご案内

災害保険「ゆうホーム」は、日本郵政グループの皆さまの住まいや家財を対象に火災、風水雪害、震災、不慮の人為的災害等に備える商品です。

◎災害保険の特徴

- Point ①火災以外にも、風水雪害、震災、不慮の人為的災害を補償します。**
- Point ②保険料は、全国一律で1口10円／月（最高補償額16万円）と無理のない負担額でご加入いただけます。**
- ③ご退職後も継続してご加入いただけます。
- ④約212,000人の日本郵政グループ等の皆さまにご加入いただいています。（平成28年度末現在）

（ご加入例）

200口（住宅150口、家財50口）加入の場合	
保険料	月額 2,000円
最高補償額	
火災による全焼の場合	3,200万円
風水雪害による全壊・流失の場合	1,200万円
地震もセット	
地震、津波等の震災による被害も補償の対象に自動的に含まれ、最高補償額 500万円 （震災等による全壊の場合）	

火災保険「ゆうホーム」は火災・風水雪害・地震がセット



（注）災害保険「ゆうホーム」は所得控除の対象となりません